

2017年(平成29年)9月21日 木曜日

精神疾患の従業員への対応

休職措置で治療の機会を



与えずに解雇すれば、解雇権の乱用と判断される可能性があります。

Q 業務とは関係なく精神疾患を患つた従業員がいます。仕事ができず、職場の秩序を乱す行動をするため、辞めてもらうしかないと考えています。どのような手順を踏むべきでしょうか。

A 私傷病で仕事ができないといつても程度はさまざまです。現実に業務に支障が出ているのであれば、解雇事由に該当する場合があります。しかし、原因が病気である点に注意が必要です。病気であれば回復する可能性があり、治療の機会を

かで、取り扱いは異なるとしています。職務内容などが限定されている場合は、原則通り従前の職務を通常の程度行える

健康状態に回復している

かで復職の可否を判断している場合は、復職を申し出ることになります。休職措置を取った場合は、休職期間中に治癒すれば休職が終了し、治癒しなければ休職期間満了により退職または解雇となるのが一般です。治癒したかどうかは、原則として従前の職務を通常の程度に

回復していなければ、休職期間満了により退職または解雇となるのが一般です。治癒したか

かで判断されます。

裁判では、労働契約において職種や職務内容が

(弁護士 松田健太郎)